

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第3号 宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
 (公園緑地課) ... 2

告 示

- 告示第19号 指定地域密着型サービス事業者の指定
 (介護保険課) ... 2
- 告示第20号 議決予算の公表..... (財務課) ... 2

公 告

- 公告第6号 農用地利用集積計画 (農林茶業課) ... 3
- 公告第7号 農用地利用集積計画 (農林茶業課) ... 3

教 育 委 員 会

- 告示第5号 教育委員会の招集..... 3

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第1号 選挙管理委員会の招集..... 3
- 告示第2号 直接請求に必要な選挙人の数 3

監 査 委 員

- 公表第2号 定期監査の結果の報告..... 4
- 公表第3号 学校実地監査の結果の報告..... 4

農 業 委 員 会

- 公告第2号 農業委員会定例総会の招集..... 5

正 誤

- 2020年（令和2年）4月24日付け宇治市公報第2292号
 5

規 則

宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年2月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第3号

宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
宇治市都市公園条例施行規則（昭和40年宇治市規則第26号）
の一部を次のように改正する。

第20条第2項第4号を次のように改める。

(4) 黄檗公園体育館多目的アリーナ及びコミュニティアリーナス
ポット空調設備

別表中「 を

黄檗公園体育館コミュニティアリーナ
スポット空調設備

「 に改める。
黄檗公園体育館多目的アリーナ及びコ
ミュニティアリーナスポット空調設備

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和3年3月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の宇治市都市公園条例施行規則の規定は、令和3年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第19号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

令和3年3月12日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	申請者の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26912 00253	菟道明星園小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人 宇治 明星園	令和3年3 月1日	小規模多機能型 居宅介護
	宇治市菟道岡谷16番地の3			
26912 00261	小多機の家 はなえみ	特定非営利活動法人 おはな	令和3年3 月1日	小規模多機能型 居宅介護
	宇治市五ヶ庄寺界道25番地の1			

宇治市告示第20号

議決予算の公表について

令和3年2月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年3月12日

宇治市長 松村 淳子

令和2年度宇治市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度宇治市の一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365,970千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,271,136千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16.国 庫 支 出 金		33,683,583	362,770	34,046,353
	2. 国 庫 補 助 金	23,182,676	362,770	23,545,446
20.繰 入 金		804,353	3,200	807,553
	2. 基 金 繰 入 金	804,349	3,200	807,549
歳 入 合 計		85,905,166	365,970	86,271,136

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補正額	計
4. 衛生費		5,281,097	365,970	5,647,067
	1. 保健衛生費	2,560,514	365,970	2,926,484
歳出合計		85,905,166	365,970	86,271,136

第2表 繰越明許費補正

1. 追加 (単位 千円)

款	項	事業名	金額
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	362,770

公 告

宇治市公告第6号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業地域振興部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和3年2月26日

宇治市長 松村 淳子

- 1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和2年度第15-1号

令和2年度第15-2号

- 2 縦覧期間

令和3年2月26日以後常時

(揭示済)

宇治市公告第7号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業地域振興部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和3年2月26日

宇治市長 松村 淳子

- 1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和2年度第22号

- 2 縦覧期間

令和3年2月26日以後常時

(揭示済)

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第1

62号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和3年2月25日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和3年2月26日 午前8時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

2 会期について

3 令和3年度宇治市教育の重点を策定するについて

4 令和3年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

5 教職員を任免するについて

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第1号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和3年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

日 時 令和3年3月1日(月) 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議 題 選挙人名簿の定時登録について 他

日 時 令和3年4月8日(木) 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日 時 令和3年5月13日(木) 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第2号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併

の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和3年3月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和3年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,090人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51,497人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,749人

(揭示済)

監査委員

宇治市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年2月25日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和2年度の健康長寿部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

保険料収入状況（年金医療課、国民健康保険課）

補助金支出状況（年金医療課、国民健康保険課）

委託料支出状況（年金医療課、国民健康保険課）

備品管理状況（年金医療課、国民健康保険課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、健康長寿部年金医療課及び国民健康保険課における事務事業のうち、主として令和2年4月1日から令和2年9月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和2年11月2日から12月1日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年12月23日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、一部に指摘事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 年金医療課

(1) 保険料収入状況について

後期高齢者医療保険料の滞納分について、適正な債権管理に努められた

い。

(2) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

なお、平成29年度の前回定期監査において、人間ドック受診補助金について指摘した、医療機関からの請求の遅れ、宇治市補助金等交付規則と異なる取扱い、歳出節の齟齬については、いずれも改善されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

2 国民健康保険課

(1) 保険料収入状況について

適正に処理されていた。

(2) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

なお、平成29年度の前回定期監査等において、人間ドック受診補助金について指摘した、医療機関からの請求の遅れ、歳出節の齟齬については、いずれも改善されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 備品管理状況について

おおむね適正に管理されていた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年2月25日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査として、学校実地監査を宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

北横島小学校、西小倉小学校、北小倉小学校、笠取第二小学校及び神明幼稚園を対象に、備品・公印管理状況、郵券・金券類管理状況、理科室薬品管理状況（神明幼稚園を除く。）、施設・設備管理状況、危機管理体制整備状況及び新型コロナウイルス感染防止対策について監査を実施した。

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、各種の管理が適切に行われているか、危機管理体制及び新型コロナウイルス感染防止対策が十分に講じられているか、主として園児及び児童の安全が守られているかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、北横島小学校、西小倉小学校、北小倉小学校、笠取第二小学校及び神明幼稚園における事務事業を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和2年10月26日から12月8日までに、監査対象校・園及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、監査委員が監査対象校・園において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であった。引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 北横島小学校

(1) 備品・公印管理状況について

適正に管理されていた。

(2) 郵券・金券類管理状況について

適正に管理されていた。

(3) 理科室薬品管理状況について

適正に管理されていた。

(4) 施設・設備管理状況について

適正に管理されていた。

(5) 危機管理体制整備状況について

適切に整備されていた。

(6) 新型コロナウイルス感染防止対策について

適切な対策が講じられていた。

- 2 西小倉小学校
 - (1) 備品・公印管理状況について適正に管理されていた。
 - (2) 郵券・金券類管理状況について適正に管理されていた。
 - (3) 理科室薬品管理状況について適正に管理されていた。
 - (4) 施設・設備管理状況について適正に管理されていた。
 - (5) 危機管理体制整備状況について適切に整備されていた。
 - (6) 新型コロナウイルス感染防止対策について適切な対策が講じられていた。
- 3 北小倉小学校
 - (1) 備品・公印管理状況について適正に管理されていた。
 - (2) 郵券・金券類管理状況について適正に管理されていた。
 - (3) 理科室薬品管理状況について適正に管理されていた。
 - (4) 施設・設備管理状況について適正に管理されていた。
 - (5) 危機管理体制整備状況について適切に整備されていた。
 - (6) 新型コロナウイルス感染防止対策について適切な対策が講じられていた。
- 4 笠取第二小学校
 - (1) 備品・公印管理状況について適正に管理されていた。
 - (2) 郵券・金券類管理状況について適正に管理されていた。
 - (3) 理科室薬品管理状況について適正に管理されていた。
 - (4) 施設・設備管理状況について適正に管理されていた。
 - (5) 危機管理体制整備状況について適切に整備されていた。
 - (6) 新型コロナウイルス感染防止対策について適切な対策が講じられていた。
- 5 神明幼稚園
 - (1) 備品・公印管理状況について適正に管理されていた。
 - (2) 郵券・金券類管理状況について適正に管理されていた。
 - (3) 施設・設備管理状況について適正に管理されていた。
 - (4) 危機管理体制整備状況について適切に整備されていた。
 - (5) 新型コロナウイルス感染防止対策について適切な対策が講じられていた。

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第2号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により、第9回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和3年2月22日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

開会日時 令和3年3月5日 13時30分
 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
 付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

- よる農用地利用集積計画の決定について
- 3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 4 専決事項の報告
- 5 その他

(揭示済)

正 誤

2020年(令和2年)4月24日付け宇治市公報第2292号中

ペ ー ジ	欄	誤	正																																										
2 3	左	<table border="1"> <tr> <td>(6) 会計年度任用職員を任免すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人事課</td> </tr> <tr> <td>アイに規定する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員に係るもの</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ補助的な業務に従事する会計年度任用職員に係るもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(6) 会計年度任用職員を任免すること。						人事課	アイに規定する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員に係るもの			○				イ補助的な業務に従事する会計年度任用職員に係るもの				○			<table border="1"> <tr> <td>(6) 会計年度任用職員を任免すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人事課</td> </tr> <tr> <td>アイに規定する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員に係るもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ補助的な業務に従事する会計年度任用職員に係るもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	(6) 会計年度任用職員を任免すること。						人事課	アイに規定する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員に係るもの				○			イ補助的な業務に従事する会計年度任用職員に係るもの					○	
(6) 会計年度任用職員を任免すること。						人事課																																							
アイに規定する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員に係るもの			○																																										
イ補助的な業務に従事する会計年度任用職員に係るもの				○																																									
(6) 会計年度任用職員を任免すること。						人事課																																							
アイに規定する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員に係るもの				○																																									
イ補助的な業務に従事する会計年度任用職員に係るもの					○																																								

